

## 希望型指名競争入札要領

### (目的)

第1条 この要領は、岸和田市が発注する建設工事について事前に公表し、入札参加を希望する業者を当該指名競争入札に参加させる制度を取り入れることにより、指名競争入札の透明性、競争性を高め、公共工事の質の向上及び建設業者の活性化を目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前公表 事前に工事名、工事場所、工事概要、資格要件等について、工事発注表により公表することをいう。
- (2) 希望制度 事前に公表した工事の施工を希望する業者の意思を指名業者の選考に当たり尊重することをいう。

### (対象工事)

第3条 土木一式工事は設計金額2千万円以上2億円未満の工事を、建築一式工事は3千万円以上3億円未満の工事を、管（衛生）工事及び電気一式工事は、1千万円以上5千万円未満の工事を対象とする。

- 2 前項に掲げる工事のうち、緊急工事、特殊工事その他特別な理由があると認める工事は、本入札の対象から除くことができる。

### (事前公表)

第4条 事前公表は、工事発注表により契約検査課の掲示板及び本市ホームページに掲載して行う。

- 2 事前公表期間は、前項に示す公表の日から4日を経過した日までとする。ただし、緊急その他の事由によりやむを得ないときは、これを短縮することができる。
- 3 工事主管課長は、本条第1項公表日の2週間前までに、工事発注表を契約検査課長に提出しなければならない。この場合において、契約検査課長は、これを公表するものとする。

### (希望者の資格)

第5条 公表された工事の指名を希望することのできる者（以下「指名希望者」という。）は、次の各号に掲げる資格を有する者とする。

- (1) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 等級別発注基準に対応する当該業種の格付等級を有すること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- (4) 入札日前6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (5) その他案件ごとに設定した要件に該当すること

### (申込方法等)

第6条 指名希望者は、別記様式による指名競争入札（希望型）参加申請書に所定事項を記入し、契約検査課へ締切日までにFAXで送信しなければならない。

- 2 指名の件数及び申込みの件数は、次の各号による。

- (1) 年間の指名件数（以後「基本件数」という。）及び公表工事1回の申込み件数（以

後「同時申込件数」という。)は、毎年度当初に業種毎に定め、公表するものとする。なお、基本件数は契約締結日の属する年度とする。

(2) 年間の公表工事の終了に伴い、残指名件数は無効とする。

3 前項の規定にかかわらず、工事成績優良業者の指名の件数は、次の各号による。

(1) 基本件数に優遇する指名件数を加えた件数(以後「優良基本件数」という。)とし、毎年度当初に公表するものとする。ただし、公表した年度の7月1日に工事成績優良業者として認定された業者に適用するものとする。

(2) 同時申込件数に1件を加えた件数とし、かつ、残優良基本件数以内とする。

(3) 年間の公表工事の終了に伴い、基本件数における残指名件数は無効とするが、優良業者としての資格は7月1日から1年間であるので、新年度4月1日より6月30日の間については、優遇している指名件数は、なお継続する。

4 申込みをした業者のうち、指名されなかった者には、その旨を通知するものとする。(指名等の制限)

第7条 公表工事1件の指名業者数の制限はしないものとする。ただし、申込みが4者以下の場合には従来 of 指名競争入札に切替える。

2 落札者の次回以降の申込み制限は、別途定めるものとする。

3 同日入札日に複数の工事の指名を受けていても、先に落札した工事があった場合は、以後の入札には参加出来ないものとする。

(指名希望者の報告)

第8条 契約検査課長は、土木工事及び建築工事の内、設計金額5千万円以上の公表工事の申込者状況をまとめ岸和田市建設工事等請負業者指名委員会に報告するものとする。

(指名)

第9条 岸和田市建設工事等請負業者指名委員会は、前条の報告を参考として指名の審議を行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、岸和田市建設工事等請負業者指名委員会が定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。